

# 第56期 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 浜木綿

日時

2023年10月27日(金曜日)  
午前10時

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール

当社は、株主総会においてお土産をお渡ししておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

証券コード：7682

証券コード 7682  
2023年10月11日  
(電子提供措置の開始日2023年10月2日)

株 主 各 位

名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1

株式会社 **浜木綿**

代表取締役社長 林 永 芳

## 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第56期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://ir.hamayuu.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所のウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「浜木綿」または「コード」に当社証券コード「7682」を入力して検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年10月26日(木曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年10月27日 (金曜日) 午前10時  
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的事項

**報告事項** 第56期 (2022年8月1日から2023年7月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

**第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会に係る株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、同書面は、法令及び定款第14条の規定に基づき、事業報告の「V. 会計監査人の状況」及び「VI. 業務の適正を確保するための体制に関する事項」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

# 議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## ■ 株主総会にご出席されない場合



### 1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年10月26日（木曜日）午後6時必着



### 2 インターネットによる議決権行使

後記（4ページ～5ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2023年10月26日（木曜日）午後6時まで

## ■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年10月27日（金曜日）午前10時

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2023年10月26日（木曜日）

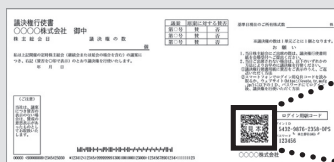
午後6時まで



## ■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### 1. QRコードを読み取る

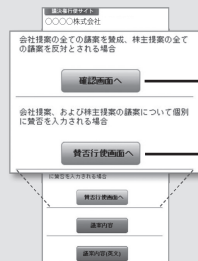


議決権行使書副票（右側）

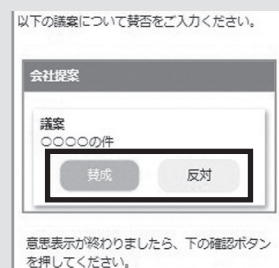
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3. 各議案の賛否を選択



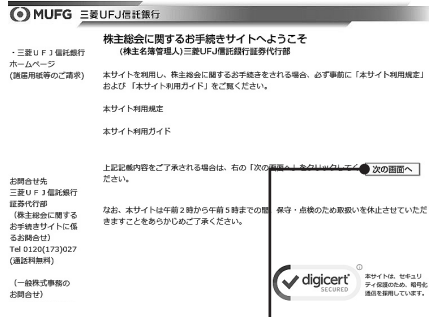
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。



# ■ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

## 2. お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。  
(4桁区切りで入力してください)

ログインID  -  -  (半角)

パスワード  (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

## 3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

現在のパスワード  (半角)

新しいパスワード  (半角)

新しいパスワード(確認用)  (半角)

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



## ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

# 事業報告

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

## I. 株式会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度（2022年8月1日から2023年7月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下げられたことや、入国制限などの水際措置が終了したことにより、人流が増加し、個人の消費マインドも回復基調に推移しました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰や、円安を背景にした輸入原材料価格の上昇によりあらゆる物価の高止まりが懸念され、先行きは依然として不透明な状態が続くものと予想されます。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の第7波及び第8波による影響が一定程度あったものの、政府や地方自治体による経済活動促進策やインバウンド消費も後押しして回復基調が強まりました。一方で原材料費や物流費、人件費など様々なコストが上昇するなど厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、ご来店いただく全てのお客様に安心してお食事をお楽しみいただけるよう努めております。営業面では、お客様のニーズに対応すべく、テイクアウトの充実やデリバリーサービス対応店舗の拡大など、営業力の強化に努め、収益の維持、拡大に向けた様々な販売施策を実施してまいりました。また、定番料理向上宣言として既存の商品をより美味しくブラッシュアップするとともに、少人数よりご利用いただける「お値打ちでおいしい宴会」メニューの導入を行い顧客の獲得に努めております。

店舗展開につきましては、当事業年度において新規出店は実施しておりません。一方、退店につきましては「メンヤム 水広橋店」（名古屋市緑区）及び「桃李蹊 春日井東野店」（愛知県春日井市）の計2店舗を実施いたしました。また、2023年3月に「浜木綿 豊田店」（愛知県豊田市）を「中国食堂はまゆう 豊田店」に、同年5月には「桃李蹊 図書館通店」（愛知県長久手市）を「中国食堂はまゆう 図書館通店」へそれぞれ業態変更し、手頃な価格で本格的な味を堪能できる新業態「中国食堂はまゆう」の強化を推進いたしました。今後も引き続き『日常の食事マーケット』に取り組み、経済環境が変化しても安定した売上を確保できるよう努めてまいります。

これにより、当事業年度末の店舗数は、「浜木綿」31店舗、「四季亭」3店舗、「桃李蹊」3店舗、「中国食堂はまゆう」3店舗の合計40店舗（全て直営店）となっております。

当事業年度の前半までは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けることとなりましたが、後半からは客足が徐々に回復傾向にあります。この結果、売上高は、前期に比べて7億2600万円増加し、2期連続で増収となりました。

利益面につきましては、売上が段階的に回復する中、食材の仕入価格が高騰し、売上原価率は前期より増加いたしました。一方で徹底的なコストコントロールに努め、売上高販売管

理費率は前期に比べ減少しました。これにより、営業利益は黒字化して大幅に増益となりましたが、経常利益は、前期に営業外収益として計上した営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金が当期は計上がなかったため、前期に比べ減益となりました。また、特別利益として固定資産売却益28百万円、特別損失として減損損失1億72百万円など合計2億2百万円をそれぞれ計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は52億71百万円（前期比16.0%増）、営業利益は1億21百万円（前期は営業損失1億65百万円）、経常利益は1億22百万円（前期比46.1%減）、当期純損失は62百万円（前期は当期純利益19百万円）となりました。

事業の部門別売上高は以下のとおりであります。

事業部門等の名称		前事業年度		当事業年度	
		金額	構成比	金額	構成比
外食事業	浜木綿部門	3,952,488千円	87.0%	4,482,446千円	85.0%
	四季亭部門	309,742	6.8	373,269	7.1
	桃李蹊部門	242,634	5.3	199,234	3.8
	中国食堂はまゆう部門	6,771	0.1	208,921	4.0
	その他部門	33,792	0.8	7,868	0.1
合計		4,545,428	100.0	5,271,739	100.0

(注) 前事業年度において、その他部門に含めていた「中国食堂はまゆう部門」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。このため、前事業年度についても同様に組み替えて表示しております。



## 2. 会社が対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境につきまして、新型コロナウイルス感染症の経済に与える影響は、5類への移行や水際対策が撤廃されたことを契機に徐々に薄れるものとみられ、人流や消費活動はコロナ禍以前の状況に戻りつつあるものの、食材価格やエネルギーコストをはじめとするあらゆるコストの上昇傾向は継続しており、引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社は、コロナ禍を経たライフスタイルの変化や、多様なお客様ニーズへの柔軟な対応に向けた新たな取り組みを行い、継続的な成長の実現と企業価値向上のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

### (1) 日常マーケット新業態の出店強化による成長

当社は創業当時、日常マーケットで創業し、その後「浜木綿」という業態で「ちょっと晴れの日マーケット」という特異な市場を得意として成長してきましたが、コロナ禍を契機にした生活様式の変化等によって大型の宴会需要が減少するなど、「集い」をテーマとしたこの業態は、いまだに先行きの見通しが不透明な状況です。

そこで、創業当時の日常マーケットに目を向け、現在、人気があるのに店舗が少なくなっている「町中華」から新たな発想により進化させた「新町中華」をコンセプトとした新業態の出店を強化し、新しい成長のエンジンとして取り組んでまいります。

### (2) 既存業態店舗の商品・サービスの強化

既存業態におけるアフターコロナ対策として、宴会比率が減少した分の新しい来店動機をつくるために、「平日の夜」の用途を広げ、日常マーケットの一部をメニュー改善により、増客を試みるとともに、「小さな宴会」に特化した宴会政策により、新たな宴会需要を掘り起こしてまいります。

また、経年店舗においては、改装によるリニューアルを実施し、消費者のライフスタイルの変化に対応した店舗づくりを行い、営業強化とビジネスモデルの再構築を図ってまいります。

### (3) 人材の採用と育成

当社が今後、安定して成長していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠と考えております。当社の基本理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、国籍や性別を問わず、新卒・中途・パート・アルバイトの採用を積極的に行うとともに、教育研修の強化を図り、優秀な人材の確保と育成に取り組んでまいります。

(4) 衛生・品質管理の徹底、強化

外食産業において、食中毒事故や偽装表示問題等により食の安心・安全に対する社会的な要請は高まる傾向にあります。当社におきましても、お客様に安心・安全なお料理を提供することは最大の責務であり、重要な課題であると考えております。そのため食材の情報及び品質の管理並びに仕入から提供までの衛生管理の徹底、強化に取り組んでまいります。

(5) 経営管理体制の強化

企業規模を拡大するには、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織作りが必要です。そのため各部門における経営リーダーの育成は、必須の課題と考えております。経営陣の成長を促す教育と育成を実践の中で図るとともに、新しい人材の登用も視野に入れ、体制を強化してまいります。

(6) セントラルキッチン稼働強化

働き方改革が進む中、事業の生産性向上は必須の課題となっております。店舗内の生産性を上げ、お料理のおいしさを維持するためには、セントラルキッチンによる加工の技術と流通の技術が不可欠であります。店舗のバックヤードとしての強化に取り組むとともに、お土産やECサイトによる販売も視野に入れ、セントラルキッチンの技術と稼働率を充実させてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資及び資金調達の状況

#### (1) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の主なものは、店舗の増改築工事による建物の増加と店舗駐車場用地の購入であり、設備投資総額は2億98百万円であります。

#### (2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 4. 財産及び損益の状況

区 分	第53期	第54期	第55期	第56期 (当期)
	2019年8月1日から 2020年7月31日まで	2020年8月1日から 2021年7月31日まで	2021年8月1日から 2022年7月31日まで	2022年8月1日から 2023年7月31日まで
売 上 高 (千円)	4,699,093	4,228,619	4,545,428	5,271,739
経 常 利 益 (千円)	19,974	84,094	226,823	122,213
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△9,004	△160,312	19,434	△62,500
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△4円57銭	△74円76銭	9円05銭	△29円03銭
総 資 産 (千円)	4,912,098	4,227,655	4,475,877	3,857,991
純 資 産 (千円)	1,678,412	1,480,833	1,491,552	1,414,952
1株当たり純資産額	782円74銭	690円60銭	693円73銭	656円83銭

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。

### 5. 主要な事業内容

当社は、中国料理店の経営を主要な事業としております。

- (1) 浜木綿業態：地域の生活者、特にご家族の集いに重きを置いた、中国料理専門店
- (2) 四季亭業態：地域の生活者のハレの日やイベントのため、個室で楽しめる中国料理専門店
- (3) 桃李蹊業態：オープンカウンター式のお客様に密着・対面型の小型中国料理専門店
- (4) 中国食堂はまゆう業態：本格的な料理を低価格で提供する新町中華専門店

## 6. 主要な事業所及び店舗並びに使用人の状況

### (1) 主要な事業所及び店舗

- ① 本 社 愛知県名古屋市昭和区山手通三丁目13番地の1  
 ② 店 舗 直営店のみ 計40店舗

	浜木綿	四季亭	桃李蹊	中国食堂 はまゆう	合 計
愛 知 県	18	3	3	3	27
(うち名古屋市)	(8)	(1)	(2)	(1)	(12)
岐 阜 県	4	—	—	—	4
三 重 県	4	—	—	—	4
静 岡 県	1	—	—	—	1
滋 賀 県	1	—	—	—	1
東 京 都	1	—	—	—	1
神 奈 川 県	1	—	—	—	1
大 阪 府	1	—	—	—	1
合 計	31	3	3	3	40

- ③ 工 場 植田工場 愛知県名古屋市天白区植田南二丁目1701番地

### (2) 使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
214名	18名減	38.2歳	10.0年

(注) 上記のほか、パートタイマー・アルバイトの年間平均人員(1日8時間換算による)は、381名であります。

## 7. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	500,000 千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	175,213
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	124,449
株 式 会 社 百 五 銀 行	109,560
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	55,970
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	53,590
株 式 会 社 北 陸 銀 行	23,840

## II. 会社の株式に関する事項 (2023年7月31日現在)

1. 発行可能株式総数 2,768,000株
2. 発行済株式の総数 1,077,500株 (自己株式397株を含む。)
3. 株主数 2,058名

(注) 1. 会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年8月1日付で当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数は2,768,000株増加し、5,536,000株となりました。

2. 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式の総数は、1,077,500株増加し、2,155,000株となりました。

### 4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社AMcosmos	210,000 株	19.49 %
auカブコム証券株式会社	105,900	9.83
武藤 まなみ	40,000	3.71
林 あづみ	40,000	3.71
サッポロビール株式会社	40,000	3.71
浜木綿従業員持株会	39,570	3.67
渡辺 栄治	27,400	2.54
株式会社昭和	24,000	2.22
株式会社マルト水谷	24,000	2.22
林 禮子	21,600	2.00

(注) 持株比率は自己株式 (397株) を控除して計算しております。

### 5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	2,240株	6名
監査等委員である取締役	—	—

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査等委員の状況（2023年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 永芳	有限会社AMcosmos 代表取締役社長
取締役	嶋津 義隆	店舗運営部長
取締役	生田 彰則	店舗開発部長
取締役	山本 美穂	営業企画部長
取締役	三浦 祐明	業務部長
取締役	大島 敏幸	調理開発部長 兼 商品部管掌
取締役 (監査等委員・常勤)	細川 英一	
取締役 (監査等委員)	大山 元靖	
取締役 (監査等委員)	細田 和美	細田和美税理士事務所所長
取締役 (監査等委員)	野口 葉子 (戸籍上の氏名：春馬 葉子)	and LEGAL弁護士法人 弁護士 ジャパンマテリアル株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ナ・デックス 社外取締役 株式会社壹番屋 社外取締役 (監査等委員) 学校法人市邨学園 理事 愛知県信用保証協会 監事

- (注) 1. 監査等委員大山元靖氏、細田和美氏及び野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査すべき書類の受領等とともにいつでも業務執行取締役等からの報告や各種調査等の継続的な対応を実効的に行うために、細川英一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員細田和美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員野口葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員大山元靖氏、細田和美氏及び野口葉子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
6. 桑添久子氏は、2022年10月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は填補されないなど、一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は、特約部分も含め当社が負担しております。

## 4. 取締役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の役員報酬等の額につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、経営状況や財務状況、他社の水準等を総合的に判断し、取締役の職責・役位ごとに設定しており、各取締役の在任期間、経営への貢献度等を勘案し、決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。基本報酬は、職責及び役位に応じた堅実な職務遂行を促すための金銭報酬としております。譲渡制限付株式報酬は、職責及び役位毎に設定した額を、譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給することにより、長期の企業価値（≒株価）連動型報酬の性格を持たせたものであります。

基本報酬、譲渡制限付株式報酬の構成比率は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう適切に設定しております。

監査等委員の報酬は、基本報酬のみとしております。

役員報酬の決定方法といたしまして、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、基本報酬につきましては、取締役会から授権された代表取締役が、役職や業績等を勘案のうえ決定しております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役職等に応じた報酬案を代表取締役が策定し、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会での協議により決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役0名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、2021年10月27日開催の第54期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を、上記年額300百万円とは別枠にて、年額30百万円以内として付与することが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち、社外取締役0名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の林永芳が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議及び取締役会の決議による委任の範囲で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定します。

これらの権限を委任した理由は、当社の経営状況や財務状況等を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度等の評価を行うのは、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役が協議する等の措置を講じております。



#### (4) 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	93	84	－	9	7
(うち社外取締役)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
取締役(監査等委員)	20	20	－	－	4
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(－)	(－)	(3)
合計	113	104	－	9	11
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(－)	(－)	(3)

(注) 上記員数、基本報酬及び報酬等の総額には、2022年10月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

#### 5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役細田和美氏は、細田和美税理士事務所所長を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役野口葉子氏は、and LEGAL弁護士法人の弁護士、ジャパンマテリアル株式会社並びに株式会社ナ・デックス及び株式会社壺番屋の社外取締役、学校法人市邨学園の理事、愛知県信用保証協会の監事を兼務しております。なお、当社はand LEGAL弁護士法人、ジャパンマテリアル株式会社、株式会社ナ・デックス、株式会社壺番屋、学校法人市邨学園、及び愛知県信用保証協会との間に特別の関係はありません。

## (2) 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	大山 元靖	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査等委員会15回のうち15回に出席しております。 会社経営に関する豊富な知識、経験に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	細田 和美	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査等委員会15回のうち15回に出席しております。 税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野口 葉子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査等委員会15回のうち15回に出席しております。 弁護士としての専門的見地に加え、複数の企業での社外役員の経験を有している法律の専門家として、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。

(注) 上記開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 当社の会計監査人の名称

監査法人東海会計社

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等          | 15,000千円 |
| (2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭、その他財産上の利益の合計 | 15,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任いたします。その他、会計監査人の会社法等関連法令違反や独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合は、監査等委員会は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

### VI. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

#### 1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

会社法第362条第4項第6号に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（以下「内部統制システム」という。）を2016年9月12日開催の取締役会にて決議しております。その内容の概要は、以下のとおりであります。

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において協議し決定する。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において定期的に職務の執行状況を報告する。なお、取締役会は取締役会規程に基づき原則として月1回開催する。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じて経営会議へ出席し、監査等委員会は業務執行状況の調査等を通じて取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- ③ コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じて横断的に必要な改善措置・啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ④ 当社は、独立した専門部署として内部監査室を設置し、必要に応じて監査等委員会及び内部統制委員会と連携し、業務の適法性及び妥当性等を監査する。
- ⑤ 当社は、内部通報制度に基づき、法令及び社会規範等の不正行為等の早期発見、是正を目的として、社内に相談・申告できる窓口を設置する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等経営及び業務執行にかかわる重要な

情報について、法令及び文書保存規程等関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。

- ② 文書保存規程等の関連規程は、必要に応じて見直しを図る。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 各部門の責任者は、管轄業務に関するリスクの把握に努め、適切にリスク管理を実施する。
- ② 企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
- ③ 経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
- ④ 事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、速やかに取締役（監査等委員を含む。）に報告するとともに、取締役会及び経営会議で審議する。
- ⑤ 大規模災害や不祥事の際は、代表取締役社長を総括責任者として、各取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整え、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応を図る。
- ⑥ 情報セキュリティ活動を主導するため、「情報セキュリティ規程」を定め、情報資産の取扱い基準を定める。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、業務分掌及び職務権限に関する規程等において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を構築する。
- ② 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、管轄する部門が実施すべき具体的な施策の決定及び効率的な業務執行体制の整備を行うとともに、取締役会において目標に対する進捗状況を報告する。
- ③ 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- ④ 内部統制委員会は、取締役会に対し適宜状況報告を行う体制を整える。

### **(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、必要に応じて補助すべき使用人を配置する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会に係る職務については、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

**(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会及び必要に応じて経営会議へ出席する監査等委員を通じて、職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について監査等委員会へ報告する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査等委員会に報告した者が、当該報告を理由として不利な扱いがなされないことを確保するための体制を整備する。

**(7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会又は常勤監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査等委員会又は常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求められることができる体制を構築する。
- ③ 監査等委員会又は常勤監査等委員に対しては、必要に応じ書類の閲覧を提供する。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制**

- ① 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する旨の反社会的勢力に対する基本方針を定め、取締役及び従業員全員に周知徹底する。
- ② 平素より関係行政機関及び関係団体等からの情報収集に努め、事案発生時には関係行政機関及び弁護士等と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役会を定例・臨時を含め14回開催しました。取締役の職務執行の適法性を確保し、また取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役3名が開催された取締役会に出席し意見を述べました。
- (2) 監査等委員会を定例・臨時を含め15回開催しました。監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長、他の取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図ってまいりました。
- (3) 内部監査室は、内部監査計画を立案し、当社の各部門及び店舗について法令・定款・各種規程に基づいて、適法性、適正性及び効率性を鑑み、内部監査を実施いたしました。

## Ⅶ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質並びに財務基盤の強化に必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら成果配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記の方針に基づき、普通株式の期末配当金を1株当たり20円とさせていただきます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部             |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,395,668</b> | <b>流動負債</b>      | <b>908,047</b>   |
| 現金及び預金          | 963,603          | 買掛金              | 176,267          |
| 預け金             | 22,481           | 1年内返済予定の長期借入金    | 206,019          |
| 売掛金             | 26,288           | リース債務            | 37,054           |
| 有価証券            | 14,738           | 未払金              | 252,385          |
| 商品及び製品          | 54,165           | 未払費用             | 55,214           |
| 仕掛品             | 104              | 未払法人税等           | 13,777           |
| 原材料及び貯蔵品        | 55,927           | 未払消費税等           | 97,398           |
| 前払費用            | 97,701           | 預り金              | 18,353           |
| 未収入金            | 154,434          | 前受収益             | 4,757            |
| その他             | 6,223            | 契約負債             | 5,420            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,462,322</b> | 賞与引当金            | 34,225           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,794,279</b> | 株主優待引当金          | 7,029            |
| 建物              | 877,312          | その他              | 143              |
| 構築物             | 90,179           | <b>固定負債</b>      | <b>1,534,991</b> |
| 機械及び装置          | 8,705            | 社債               | 300,000          |
| 車両運搬具           | 0                | 長期借入金            | 853,787          |
| 工具、器具及び備品       | 52,013           | リース債務            | 84,785           |
| 土地              | 665,864          | 長期未払金            | 107,700          |
| リース資産           | 64,135           | 資産除去債務           | 173,869          |
| 建設仮勘定           | 36,069           | その他              | 14,849           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>32,893</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>2,443,038</b> |
| ソフトウェア          | 17,882           | <b>純資産の部</b>     |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 11,550           | <b>株主資本</b>      | <b>1,418,547</b> |
| その他             | 3,460            | <b>資本金</b>       | <b>664,419</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>635,150</b>   | <b>資本剰余金</b>     | <b>586,769</b>   |
| 投資有価証券          | 16,129           | 資本準備金            | 586,769          |
| 長期貸付金           | 27,864           | <b>利益剰余金</b>     | <b>168,884</b>   |
| 長期前払費用          | 63,215           | 利益準備金            | 7,460            |
| 差入保証金           | 264,199          | その他利益剰余金         | 161,424          |
| 繰延税金資産          | 218,779          | 別途積立金            | 30,000           |
| その他             | 44,960           | 繰越利益剰余金          | 131,424          |
|                 |                  | <b>自己株式</b>      | <b>△1,526</b>    |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△3,595</b>    |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | △3,595           |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,857,991</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>1,414,952</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>3,857,991</b> |

# 損益計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 5,271,739 |
| 売上原価         |         | 1,393,505 |
| 売上総利益        |         | 3,878,234 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,757,056 |
| 営業利益         |         | 121,177   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 373     |           |
| 受取配当金        | 346     |           |
| 不動産賃貸料       | 37,954  |           |
| その他          | 6,159   | 44,834    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 10,115  |           |
| 不動産賃貸費用      | 30,942  |           |
| その他          | 2,739   | 43,798    |
| 経常利益         |         | 122,213   |
| 特別利益         |         |           |
| 固定資産売却益      | 28,309  | 28,309    |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 19,050  |           |
| 減損損失         | 172,213 |           |
| 賃貸借契約解約損     | 11,080  | 202,344   |
| 税引前当期純損失 (△) |         | △51,820   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 33,249  |           |
| 法人税等調整額      | △22,569 | 10,680    |
| 当期純損失 (△)    |         | △62,500   |



# 株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株主資本    |         |         |                |
|------------------------------|---------|---------|---------|----------------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金<br>利益準備金 |
|                              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |                |
| 当期首残高                        | 659,849 | 582,199 | 582,199 | 7,460          |
| 事業年度中の変動額                    |         |         |         |                |
| 新株の発行                        | 4,569   | 4,569   | 4,569   |                |
| 剰余金の配当                       |         |         |         |                |
| 当期純損失 (△)                    |         |         |         |                |
| 自己株式の取得                      |         |         |         |                |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |         |         |         |                |
| 事業年度中の変動額合計                  | 4,569   | 4,569   | 4,569   | -              |
| 当期末残高                        | 664,419 | 586,769 | 586,769 | 7,460          |

|                              | 株主資本     |         |         |        |           |
|------------------------------|----------|---------|---------|--------|-----------|
|                              | 利益剰余金    |         |         | 自己株式   | 株主資本合計    |
|                              | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |        |           |
|                              | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |        |           |
| 当期首残高                        | 30,000   | 215,426 | 252,886 | △769   | 1,494,166 |
| 事業年度中の変動額                    |          |         |         |        |           |
| 新株の発行                        |          |         |         |        | 9,139     |
| 剰余金の配当                       |          | △21,500 | △21,500 |        | △21,500   |
| 当期純損失 (△)                    |          | △62,500 | △62,500 |        | △62,500   |
| 自己株式の取得                      |          |         |         | △756   | △756      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |          |         |         |        |           |
| 事業年度中の変動額合計                  | -        | △84,001 | △84,001 | △756   | △75,618   |
| 当期末残高                        | 30,000   | 131,424 | 168,884 | △1,526 | 1,418,547 |

|                              | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|------------------------------|--------------|------------|-----------|
|                              | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                        | △2,614       | △2,614     | 1,491,552 |
| 事業年度中の変動額                    |              |            |           |
| 新株の発行                        |              |            | 9,139     |
| 剰余金の配当                       |              |            | △21,500   |
| 当期純損失 (△)                    |              |            | △62,500   |
| 自己株式の取得                      |              |            | △756      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) | △981         | △981       | △981      |
| 事業年度中の変動額合計                  | △981         | △981       | △76,600   |
| 当期末残高                        | △3,595       | △3,595     | 1,414,952 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、事業用定期借地権を設定して賃借した土地にある建物等については、残存価額を零として使用期限等を耐用年数とした定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19～47年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 5～6年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

#### ③株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しており、顧客に飲食物を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引などを控除した金額で測定しております。

収益として計上された金額は、顧客により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間が金利変換の対象となる負債とほぼ同一であるため、金利スワップを時価評価せず、金銭の受払いの純額等を対象となる負債の利息の調整として処理しています(金利スワップの特例処理)。

#### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

#### ③ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用することを基本方針としています。

#### ④ヘッジの有効性評価の方法

全て特例処理によっているため、有効性の評価を省略しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りについては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

### (1) 減損損失

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| 項目          | 金額        |
|-------------|-----------|
| 店舗に係る有形固定資産 | 1,061,092 |
| 店舗に係る減損損失   | 172,213   |

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と、各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を実施しております。

将来キャッシュ・フローは、各資産グループの主要な固定資産の残存耐用年数における売上高予測や原価率予測等の複数の仮定に基づいて算定しておりますが、今後の外食業界の動向等により大きな影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの見込みが大きく変動した場合、減損損失の追加計上により当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 繰延税金資産

### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| 項目     | 金額      |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 218,779 |

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の計上について、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を検討しております。

繰延税金資産の回収可能性については、毎期見積りの見直し・再検討を行っておりますが、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、繰延税金資産の取崩又は追加の計上が発生した場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ①担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 219,363千円 |
| 建物 | 260,862千円 |
| 計  | 480,226千円 |

#### ②担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 500,000千円 |
|-------|-----------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,555,090千円

(3) 投資その他の資産（その他）に含まれる  
賃貸用固定資産の減価償却累計額 56,137千円

(4) 取締役に対する金銭債務 107,700千円

(注) 取締役に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

## 5. 損益計算書に関する注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所   | 用途   | 種類        | 店舗数 |
|------|------|-----------|-----|
| 愛知県他 | 店舗設備 | 建物、リース資産等 | 6   |

### ①減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

### ②グルーピングの方法

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングしております。

### ③回収可能価額の算定方法

減損損失を認識するに至った店舗等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

### ④減損損失の金額

|              |            |
|--------------|------------|
| 建 物          | 127,395 千円 |
| 構 築 物        | 7,381 千円   |
| 工具、器具及び備品    | 2,874 千円   |
| リース資産        | 28,153 千円  |
| 無形固定資産 (その他) | 603 千円     |
| 長期前払費用       | 5,803 千円   |
| 合 計          | 172,213 千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 1,077,500株

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 397株

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (3) 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2022年9月8日<br>取締役会 | 普通株式  | 21,500         | 20.00           | 2022年7月31日 | 2022年10月13日 |

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たりの配当金につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|--------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-------------|
| 2023年9月11日<br>取締役会 | 普通株式  | 21,542         | 利益剰余金 | 20.00           | 2023年7月31日 | 2023年10月12日 |

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期末配当金につきましては、配当基準日が2023年7月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品の状況に関する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入により調達を行い、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、株式及び投資信託であり、株式は業務上の関係を有する取引先企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格・為替・金利の変動リスクにさらされております。当該リスクについては、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

長期貸付金は土地所有者への建物建設に伴う資金として、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、店舗運営部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の借入金については、金利の変動リスクにさらされております。変動金利の借入金のうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会での承認に基づき、業務部が取引の実行及び管理を行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合



理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 科目名                  | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額      |
|----------------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 有価証券             | 14,738    | 14,738    | －       |
| (2) 投資有価証券           | 16,129    | 16,129    | －       |
| (3) 長期貸付金（1年内回収予定含む） | 30,405    | 31,307    | 901     |
| (4) 差入保証金            | 264,199   | 241,259   | △22,940 |
| 資産計                  | 325,473   | 303,434   | △22,038 |
| (1) 社債（1年内償還予定含む）    | 300,000   | 298,402   | △1,597  |
| (2) 長期借入金（1年内返済予定含む） | 1,059,806 | 1,042,856 | △16,949 |
| (3) リース債務（1年内返済予定含む） | 121,839   | 121,839   | －       |
| (4) 長期未払金            | 107,700   | 107,700   | －       |
| 負債計                  | 1,589,345 | 1,570,798 | △18,546 |

(注) 「現金及び預金」、「預け金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分          | 時価 (千円) |      |      |        |
|-------------|---------|------|------|--------|
|             | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 有価証券、投資有価証券 |         |      |      |        |
| その他有価証券     |         |      |      |        |
| 株式          | 6,846   | —    | —    | 6,846  |
| 投資信託        | 24,022  | —    | —    | 24,022 |
| 資産計         | 30,868  | —    | —    | 30,868 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------------------|---------|-----------|------|-----------|
|                   | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期貸付金 (1年内回収予定含む) | —       | 31,307    | —    | 31,307    |
| 差入保証金             | —       | 241,259   | —    | 241,259   |
| 資産計               | —       | 272,566   | —    | 272,566   |
| 社債 (1年内償還予定含む)    | —       | 298,402   | —    | 298,402   |
| 長期借入金 (1年内返済予定含む) | —       | 1,042,856 | —    | 1,042,856 |
| リース債務 (1年内返済予定含む) | —       | 121,839   | —    | 121,839   |
| 長期未払金             | —       | 107,700   | —    | 107,700   |
| 負債計               | —       | 1,570,798 | —    | 1,570,798 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券、投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期貸付金（1年内回収予定含む）

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 差入保証金

差入保証金については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債（1年内償還予定含む）、長期借入金（1年内返済予定含む）

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価については、支払利子込み法により算出していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 長期未払金

個人の退任時期を見積り、当該退任時期に基づくリスクフリー・レートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 減価償却超過額      | 135,469千円 |
| 減損損失         | 178,647   |
| 資産除去債務       | 53,204    |
| 長期末払金        | 32,956    |
| 借地権否認        | 18,770    |
| 賞与引当金        | 10,472    |
| 未払事業税        | 4,318     |
| その他有価証券評価差額金 | 1,585     |
| その他          | 12,259    |
| 繰延税金資産小計     | 447,684   |
| 評価性引当額       | △197,618  |
| 繰延税金資産合計     | 250,065   |

#### 繰延税金負債

|            |         |
|------------|---------|
| 建物（資産除去債務） | 17,918  |
| 労働保険料概算計上  | 7,633   |
| 固定資産税      | 5,137   |
| その他        | 595     |
| 繰延税金負債合計   | 31,286  |
| 繰延税金資産の純額  | 218,779 |

## 9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間又は建物の耐用年数のいずれか短い期間（主に20年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（0.224%～1.707%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

|            |         |
|------------|---------|
| 期首残高       | 159,162 |
| 時の経過による調整額 | 1,196   |
| 取得による増加額   | 13,511  |
| 期末残高       | 173,869 |

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業は飲食事業であり、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

|             | 当事業年度 (千円) |
|-------------|------------|
| 契約負債 (期首残高) | 5,823      |
| 契約負債 (期末残高) | 5,420      |

(注) 契約負債は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益を認識した時点で取り崩されます。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 656円83銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △29円03銭

(注) 当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

### (1) 株式分割の目的

株式分割により投資単位の水準を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

2023年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

#### ② 分割により増加する株式数

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 株式分割前の発行済株式総数   | 1,077,500株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,077,500株 |
| 株式分割後の発行済株式総数   | 2,155,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数  | 5,536,000株 |

#### ③ 分割の日程

|        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2023年7月14日 |
| 基準日    | 2023年7月31日 |
| 効力発生日  | 2023年8月1日  |

#### ④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については「個別注記表 11. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

#### ⑤ 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

### (3) 株式分割に伴う定款の一部変更

#### ① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年8月1日をもって、当社の定款第5条の発行可能株式総数を変更いたしました。

#### ② 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しています。)

| 現行定款                                                        | 変更後定款                                                       |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>2, 768, 000</u> 株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第5条 当社の発行可能株式総数は、<br><u>5, 536, 000</u> 株とする。 |

#### ③ 定款変更の日程

|         |            |
|---------|------------|
| 取締役会決議日 | 2023年7月10日 |
| 効力発行日   | 2023年8月1日  |

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月19日

株式会社浜木綿  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大島 幸一  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國 光大  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浜木綿の2022年8月1日から2023年7月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月20日

株式会社浜木綿 監査等委員会

|         |      |   |
|---------|------|---|
| 常勤監査等委員 | 細川英一 | 印 |
| 監査等委員   | 大山元靖 | 印 |
| 監査等委員   | 細田和美 | 印 |
| 監査等委員   | 野口葉子 | 印 |

(注) 監査等委員 大山元靖、細田和美及び野口葉子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員6名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 候補者属性 | 氏名                 | 当社における現在の地位及び担当   |
|-------|-------|--------------------|-------------------|
| 1     | 再任    | はやし ながよし<br>林 永芳   | 代表取締役社長           |
| 2     | 再任    | しまづ よしたか<br>嶋津 義隆  | 取締役店舗運営部長         |
| 3     | 再任    | いくた あきのり<br>生田 彰則  | 取締役店舗開発部長         |
| 4     | 再任    | やまもと みほ<br>山本 美穂   | 取締役営業企画部長         |
| 5     | 再任    | みうら ひろあき<br>三浦 祐明  | 取締役業務部長           |
| 6     | 再任    | おおしま としゆき<br>大島 敏幸 | 取締役調理開発部長 兼 商品部管掌 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                |                                                                                                                              | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | はやし なが よし<br>林 永 芳<br>(1948年3月19日生)     | 1971年4月<br>1975年9月<br>1977年9月<br>1978年10月<br><br>1987年9月                         | 当社入社<br>取締役<br>専務取締役<br>有限会社ハマユウフードシステムズ(現 有限<br>会社AMcosmos) 代表取締役社長(現任)<br>代表取締役社長(現任)                                      | 211,990株        |
| 2         | しま づ よし たか<br>嶋 津 義 隆<br>(1966年3月19日生)  | 1988年4月<br>2010年4月<br>2011年10月<br>2012年4月<br>2015年10月<br>2016年8月                 | 当社入社<br>執行役員浜木綿運営部長<br>取締役浜木綿運営部長<br>取締役店舗運営本部副本部長<br>取締役店舗運営本部長<br>取締役店舗運営部長(現任)                                            | 2,930株          |
| 3         | いく た あき のり<br>生 田 彰 則<br>(1968年10月30日生) | 1987年4月<br>2001年11月<br><br>2005年8月<br>2012年4月<br>2013年8月<br>2015年10月<br>2016年10月 | 当社入社<br>営業部福厨(ハッピーキッチン)運営グルー<br>プマネジャー<br>営業部名古屋営業グループマネジャー<br>店舗運営本部浜木綿運営グループマネジャー<br>店舗運営本部副本部長<br>店舗開発部長<br>取締役店舗開発部長(現任) | 8,190株          |
| 4         | やま もと み ほ<br>山 本 美 穂<br>(1968年8月21日生)   | 2001年9月<br>2005年2月<br>2008年3月<br>2011年3月<br>2015年10月<br>2016年10月                 | 当社入社<br>開発部企画開発グループマネジャー<br>開発部メニュー開発グループマネジャー<br>企画部営業企画グループマネジャー<br>営業企画部長<br>取締役営業企画部長(現任)                                | 1,990株          |
| 5         | み うら ひろ あき<br>三 浦 祐 明<br>(1965年9月8日生)   | 1986年4月<br>1999年4月<br>2007年12月<br>2016年10月                                       | 株式会社アトム入社<br>同社経理部長<br>当社入社 業務部長<br>取締役業務部長(現任)                                                                              | 1,590株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |                                | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 6         | おお しま とし ゆき<br>大 島 敏 幸<br>(1958年7月11日生) | 1977年 4 月                         | 株式会社名古屋国際ホテル（現 ワシントンホテル株式会社）入社 | 1,590株          |
|           |                                         | 2007年 6 月                         | 同社中国料理スーパーバイザー                 |                 |
|           |                                         | 2008年 3 月                         | 当社入社 開発部調理・調理師開発グループ<br>マネジャー  |                 |
|           |                                         | 2011年 3 月                         | 企画部調理料理開発指導グループマネジャー           |                 |
|           |                                         | 2015年10月                          | 料理開発指導部長                       |                 |
|           |                                         | 2016年 8 月                         | 調理開発部長                         |                 |
|           |                                         | 2016年10月                          | 取締役調理開発部長                      |                 |
|           |                                         | 2021年10月                          | 取締役調理開発部長 兼 商品部管掌（現任）          |                 |

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林永芳氏の所有する当社の株式には、同氏の資産管理会社である有限会社AMcosmosが保有する株式数を含めて記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2023年7月31日現在のものです。  
なお、当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、上記所有する当社の株式数は、当該株式分割前の株式数であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 候補者属性             | 氏 名                                 | 当社における現在の地位及び担当 |
|-------|-------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 1     | 再 任               | <small>ほそかわ えいいち</small><br>細 川 英 一 | 監査等委員である取締役（常勤） |
| 2     | 再任、社外取締役、<br>独立役員 | <small>ほそだ かずみ</small><br>細 田 和 美   | 監査等委員である社外取締役   |
| 3     | 再任、社外取締役、<br>独立役員 | <small>のぐち ようこ</small><br>野 □ 葉 子   | 監査等委員である社外取締役   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | ほそ かわ えい いち<br>細 川 英 一<br>(1949年10月23日生) | 1992年12月<br>2000年10月<br>2001年7月<br>2003年7月<br>2003年10月<br>2007年6月<br>2007年12月<br>2008年3月<br>2009年10月<br>2010年4月<br>2015年10月<br>2017年10月 | 東建コーポレーション株式会社入社<br>株式会社ユニホー入社<br>当社入社<br>業務部長<br>取締役業務部長<br>取締役営業部長兼名古屋営業管掌兼業務部長<br>取締役営業部長兼名古屋営業管掌<br>取締役営業部長<br>取締役業務部管掌<br>取締役社長室長<br>当社常勤監査役<br>当社取締役(監査等委員)(現任)                                                                                                                      | 1,000株          |
| 2         | ほそ だ かず み<br>細 田 和 美<br>(1948年10月11日生)   | 1977年9月<br><br>1987年9月<br>2015年10月<br>2017年10月                                                                                          | 税理士登録<br>細田和美税理士事務所所長(現任)<br>当社監査役<br>当社社外監査役<br>当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>細田和美税理士事務所 所長                                                                                                                                                                                         | 3,000株          |
| 3         | の ぐち よう こ<br>野 口 葉 子<br>(1974年11月19日生)   | 2001年10月<br><br>2003年11月<br><br>2006年10月<br><br>2019年8月                                                                                 | 弁護士登録第二東京弁護士会入会 鳥飼総合<br>法律事務所入所<br>名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)入会<br>石原総合法律事務所入所<br>春馬・野口法律事務所(現and LEGAL弁<br>護士法人)開設 弁護士(現任)<br>当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>and LEGAL弁護士法人 弁護士<br>ジャパンマテリアル株式会社 社外取締役<br>(監査等委員)<br>株式会社ナ・デックス 社外取締役<br>株式会社壱番屋 社外取締役(監査等委員)<br>学校法人市邨学園 理事<br>愛知県信用保証協会 監事 | — 株             |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野口葉子氏は、婚姻により春馬姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の野口で行っております。
3. 細田和美氏及び野口葉子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に選任した理由及び期待される役割の概要
- (1) 細田和美氏は、当社社外監査等委員として、また税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から取締役会の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言をいただいております。引き続き当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したためであります。
- また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (2) 野口葉子氏は、会社法を中心とする企業法務、内部統制システム、コーポレートガバナンス等に関する知識と経験に加え、複数の企業での社外取締役の経験を有しておられる法律の専門家であり、これまでも当社社外監査等委員として、的確な経営判断に資する助言、提言をいただいております。引き続き当該知見を活かして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。
- また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数  
監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結時点において細田和美氏は6年、野口葉子氏は4年3ヶ月であります。
6. 細田和美氏及び野口葉子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
7. 当社は、細川英一氏、細田和美氏及び野口葉子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2023年7月31日現在のものであります。  
なお、当社は、2023年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、上記所有する当社の株式数は、当該株式分割前の株式数であります。



(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

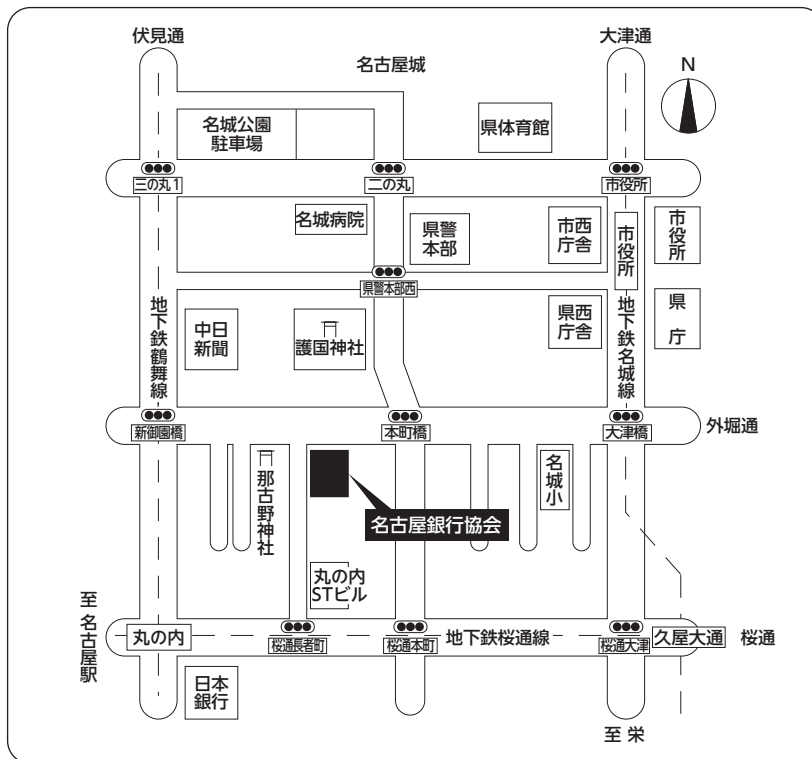
| 氏名    | 属性 |     | 専門性                  |        |                      |               |              |    |               |
|-------|----|-----|----------------------|--------|----------------------|---------------|--------------|----|---------------|
|       | 性別 | 独立性 | 企業経営と<br>リーダーシ<br>ップ | 外食ビジネス | マーケティ<br>ング、店舗<br>運営 | 調理開発、<br>品質管理 | 財務・会<br>計、税務 | 法務 | リスクマネ<br>ジメント |
| 林 永芳  | 男性 |     | ○                    | ○      | ○                    | ○             | ○            |    | ○             |
| 嶋津 義隆 | 男性 |     | ○                    | ○      | ○                    | ○             |              |    |               |
| 生田 彰則 | 男性 |     |                      | ○      | ○                    | ○             |              |    |               |
| 山本 美穂 | 女性 |     | ○                    | ○      | ○                    |               |              |    |               |
| 三浦 祐明 | 男性 |     |                      | ○      |                      |               | ○            |    | ○             |
| 大島 敏幸 | 男性 |     |                      | ○      |                      | ○             |              |    |               |
| 細川 英一 | 男性 |     |                      |        |                      |               | ○            |    | ○             |
| 細田 和美 | 男性 | ○   |                      |        |                      |               | ○            |    | ○             |
| 野口 葉子 | 女性 | ○   |                      |        |                      |               |              | ○  | ○             |

以 上

## 〔株主総会会場ご案内略図〕

【会 場】名古屋銀行協会 5階大ホール  
住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
電話：052-231-7851（代）

## 〔会場付近略図〕



## 〔交通のご案内〕

- 地下鉄 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩約6分  
鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩約6分  
名城線「市役所駅」4番出口より徒歩約8分
- 市バス 名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

